

消費税率引上げ時期の変更に伴う対応について〔消費税関係〕

	改正前	改正後
税率引上げ 関係	<ul style="list-style-type: none"> ① 税率引上げ時期：平成29年4月1日 (税制抜本改革法で規定) ② 請負契約等に係る経過措置の指定日： 平成28年10月1日 	<ul style="list-style-type: none"> ① 平成29年4月1日 ⇒ 平成31年10月1日 ② 平成28年10月1日 ⇒ 平成31年4月1日
軽減税率 関係	<ul style="list-style-type: none"> ① 軽減税率実施時期：平成29年4月1日 ② 適格請求書等保存方式の導入時期： 平成33年4月1日 ③ 税額計算の特例の適用期間 <ul style="list-style-type: none"> ○ 売上税額の計算の特例（中小事業者向け）： 4年（平成29年4月～平成33年3月末） ○ 仕入税額の計算の特例（中小事業者向け）： 1年（平成29年4月～平成30年3月末） ※ 簡易課税の事後選択を含む ○ 大規模事業者にも同様の特例を1年間 	<ul style="list-style-type: none"> ① 平成29年4月1日 ⇒ 平成31年10月1日 ② 平成33年4月1日 ⇒ 平成35年10月1日 ③ 税額計算の特例の適用期間 <ul style="list-style-type: none"> ⇒ 売上税額の計算の特例（中小事業者向け）： 4年（平成31年10月～平成35年9月末） ⇒ 仕入税額の計算の特例（中小事業者向け）： 1年（平成31年10月～平成32年9月末） ※ 簡易課税の事後選択を含む ⇒ 大規模事業者には措置しないこととする
軽減税率 財源確保 関係	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成28年度末までに歳入及び歳出における法制上の措置等を講ずることにより、安定的な恒久財源を確保（附則170条1号） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成28年度末までに ⇒ 平成30年度末までに
転嫁対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 消費税転嫁対策特別措置法の適用期限（内閣府設置法の所管事務の特例含む）： 平成30年9月30日 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成30年9月30日 ⇒ 平成33年3月31日

参 考 资 料

消費税率の引上げ時期(改正後)

平成29年4月1日 → 平成31年10月1日

消費税率
10%への引上げ

8% (国 6.3%、地方 1.7%)

10% (国 7.8%、地方 2.2%)
食料品等は8% (国 6.24%、地方 1.76%)

消費税率引上げに伴う経過措置(改正後)

平成28年9月30日までの契約 → 平成31年3月31日までの契約

指定日
(半年前)

工事請負
契約の締結

8%



(引渡し)

消費税の納税義務は、取引の目的物の引渡し等があった時に発生するため、消費税率10%への引上げ日以後に引渡し等が行われた場合には、原則として10%が適用される。

しかし、例えば住宅工事などの請負については、契約から目的物の引渡しまでの期間が長期間に及ぶものも多く、途中で契約金額の改定を行うことが困難であることを考慮し、指定日の前日(消費税率10%への引上げ日の半年前)までに契約を締結している場合には、その引渡し消費税率10%への引上げ日以後となる場合でも8%を適用する経過措置が設けられている。

消費税の軽減税率制度の概要（改正後）

税制抜本改革法第7条に基づく消費税率引上げに伴う低所得者対策として、平成29年4月【➡平成31年10月】から、軽減税率制度を実施する。

- 軽減税率の対象品目
 - ・ 酒類及び外食を除く飲食料品
 - ・ 定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞
 - 軽減税率：8%（国分：6.24%、地方分：1.76%） 標準税率：10%（国分：7.8%、地方分：2.2%）
 - 適格請求書等保存方式の導入
 - ・ 平成33年4月【➡平成35年10月】から、適格請求書等保存方式（インボイス制度）を導入する。
 - ・ 適格請求書及び帳簿の保存が仕入税額控除の要件。適格請求書の税額の積上げ計算と、取引総額からの割戻し計算のいずれかの方法による。
- （適格請求書等保存方式導入までの経過措置）
- ・ 現行の請求書等保存方式を維持しつつ、区分経理に対応するための措置を講ずる。売上・仕入税額の計算の特例を設ける。
【➡中小事業者向けの特例は変更なし（期間は変更）、大規模事業者向けの特例は措置しない】
- （適格請求書等保存方式導入後の経過措置）
- ・ 適格請求書等保存方式の導入後6年間、免税事業者からの仕入れについて、一定割合の仕入税額控除を認める。
【➡変更なし（期間は変更）】
- 財政健全化目標を堅持し、「社会保障と税の一体改革」の原点に立って安定的な恒久財源を確保する。（平成28年度税制改正法附則）
 - ① 平成28年度末【➡平成30年度末】までに歳入及び歳出における法制上の措置等を講ずることにより、安定的な恒久財源を確保する。
 - ② 平成30年度の「経済・財政再生計画」の中間評価等を踏まえ、歳入及び歳出の在り方について検討し、必要な措置を講ずる。
 - 軽減税率制度の実施・運用に当たり混乱が生じないように、政府・与党が一体となって万全の準備。（平成28年度税制改正法附則）
 - ① 必要な体制を整備するとともに、事業者の準備状況等を検証し、円滑な実施・運用のための必要な措置を講ずる。
 - ② 適格請求書等保存方式に係る事業者の準備状況、軽減税率制度の実施による簡易課税制度への影響等を検証し、必要な措置を講ずる。

税額計算の方法及び特例の施行スケジュール（改正後）

		平 29. 4 【 ➡ 平 31.10】	平 33. 4 【 ➡ 平 35.10】	平 36. 4 【 ➡ 平 38.10】	平 39. 4 【 ➡ 平 41.10】
		【現行制度】	【区分記載請求書等保存方式】	【適格請求書等保存方式】	
税額計算の方法		税込価格からの割戻し計算	現行どおり	<ul style="list-style-type: none"> 適格請求書の税額の積上げ計算 取引総額からの割戻し計算 のいずれかの方法によることができる（注2）	
請求書等の発行義務		請求書等の交付義務なし ※免税事業者も発行可	現行どおり	適格請求書の交付義務あり ※免税事業者は発行不可	
仕入税額控除の要件		請求書等の保存が要件 ※免税事業者からの仕入税額控除可	現行どおり	適格請求書の保存が要件 ※免税事業者からの仕入税額控除不可	
		買手が追記した区分記載請求書による仕入税額控除可		免税事業者からの仕入税額控除の特例 (80%控除)	
		免税事業者からの仕入税額控除の特例 (50%控除)			
	せり売りなど代替発行された請求書による仕入税額控除可				
	中古品販売業者の消費者からの仕入れ等の仕入税額控除可				
税額計算の特例	売上税額の計算の特例		軽減税率対象売上のみなし計算（4年間）（注1）		
	仕入税額の計算の特例		軽減税率対象仕入のみなし計算（1年間）（注1）		
	簡易課税		現行どおり	見直し	
			簡易課税の事後選択（1年間）（注1）		
検証		検証		検証	

（注1）大規模事業者について、同様の特例（1年間）【 ➡ 大規模事業者向けの特例は措置しない】

（注2）売上税額を「積上げ計算」する場合には、仕入税額も「積上げ計算」

売上税額の計算の特例（改正後）

「区分記載請求書等保存方式」
段階における税額計算の特例

- **売上げを税率ごとに区分することが困難な事業者**が、売上げの一定割合（軽減税率売上割合）を、軽減税率対象品目の売上げとして税額を計算する特例が設けられている。
- 前々年又は前々事業年度の課税売上高が5千万円以下の**中小事業者**については、軽減税率制度の実施から4年間、以下の①から③の特例を選択することが可能。【➡ **変更なし**】
- **大規模事業者**についても、軽減税率制度の実施から1年間に限り、同様の特例。【➡ **措置しない**】

① 仕入れを管理できる
卸売事業者・小売事業者

- ✓ 仕入れた商品をそのまま販売する卸売業や小売業は、
 - ・売上げに占める軽減税率対象品目の売上げの割合と、
 - ・仕入れに占める軽減税率対象品目の仕入れの割合は、概ね一致



$$\text{軽減税率売上割合} = \frac{\text{軽減税率対象品目の売上げのための仕入れ額}}{\text{仕入総額}}$$

(注) 簡易課税の適用を受けない卸売業・小売業を営む事業者が対象

② ①以外の事業者

- ✓ 仕入れた商品を加工して販売する場合は、①の方法は不適切
- ✓ 仕入れの区分経理が行えない事業者は、①を使えない



$$\text{軽減税率売上割合} = \frac{\text{通常の連続する10営業日の軽減税率対象品目の売上額}}{\text{通常の連続する10営業日の売上総額}}$$

③ ①・②の計算が困難な事業者

- ✓ 仕入れの管理も、10日間の売上げの管理もできない場合は①・②いずれの方法でも売上税額の計算ができない



$$\text{軽減税率売上割合} = \frac{50}{100}$$

(注) 主に軽減税率対象品目を販売する事業者が対象

仕入税額の計算の特例（改正後）

「区分記載請求書等保存方式」
段階における税額計算の特例

- **仕入れを税率ごとに区分することが困難な事業者**が、仕入れの一定割合（軽減税率仕入割合）を、軽減税率対象品目の仕入れとして税額を計算する特例等を設ける。
- 前々年又は前々事業年度の課税売上高が5千万円以下の**中小事業者**については、軽減税率制度の実施から1年間、以下の①又は②の特例を選択することが可能。【**⇒変更なし**】
- **大規模事業者**についても、軽減税率制度の実施から1年間、同様の特例。【**⇒措置しない**】

① 売上げを管理できる 卸売事業者・小売事業者

- ✓ 仕入れた商品をそのまま販売する卸売業や小売業は
 - ・売上げに占める軽減税率対象品目の売上げの割合と
 - ・仕入れに占める軽減税率対象品目の仕入れの割合は概ね一致



軽減税率仕入割合

軽減税率対象品目の売上額

=

売上総額

② ①の計算が困難な事業者

- ✓ ①の方法では仕入税額の計算ができない事業者であっても、



- 前々年又は前々事業年度の課税売上高が5千万円以下の中小事業者について、事後選択により、簡易課税制度の適用を受けられることとする。
※ 原則は、課税期間の開始前に選択


(注) 簡易課税の適用を受けない卸売業・小売業を営む事業者が対象

所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）（抄）【改正後】

附 則

（消費税の軽減税率制度の導入に当たっての必要な措置）

第 170 条 政府は、消費税（地方消費税を含む。以下この条及び次条において同じ。）の軽減税率制度の導入に当たり、平成 27 年 6 月 30 日に閣議において決定された経済財政運営と改革の基本方針 2015（第 2 号において「基本方針 2015」という。）に記載された財政健全化目標（同号において単に「財政健全化目標」という。）を堅持するとともに、社会保障制度改革推進法（平成 24 年法律第 64 号）第 2 条、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律第 1 条及び持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（平成 25 年法律第 112 号）第 28 条に示された社会保障の安定財源の確保の在り方に係る基本的な考え方にのっとり、安定的な恒久財源を確保するために、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- 一 平成 28 年度末【平成 30 年度末】までに歳入及び歳出における法制上の措置等を講ずることにより、安定的な恒久財源を確保すること。
- 二 財政健全化目標との関係及び基本方針 2015 に記載された平成 30 年度（2018 年度）の経済・財政再生計画の中間評価を踏まえつつ、消費税制度を含む税制の構造改革及び社会保障制度改革等の歳入及び歳出の在り方について検討を加え、必要な措置を講ずること。

消費税転嫁対策特別措置法の概要(改正後)

1. 目的

消費税率の引上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保するため、特定事業者による消費税の転嫁拒否等の行為を迅速かつ効果的に是正し、また、消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為並びに価格の表示について特別の措置を講じるため、所要の法整備を行うもの

2. 概要

第1 消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置

消費税の転嫁拒否等の行為を取締り、当該行為を是正又は防止するために必要な法制上の措置を講じる。

第2 消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置

消費者の誤認を招き、他の事業者による円滑な転嫁を阻害する宣伝・広告等を是正又は防止するために必要な法制上の措置を講じる。

第3 価格の表示に関する特別措置

消費税の総額表示義務について、表示する価格がその時点における税込価格であると誤認されないための措置を講じている場合に限り、税込価格を表示することを要しないための必要な法制上の措置を講じる。

第4 消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置

事業者又は事業者団体が行う転嫁カルテル及び表示カルテルについて、平成元年の消費税導入時と同様の独占禁止法の適用除外制度を設ける。

<平成25年10月1日から施行し、平成30年9月30日【平成33年3月31日】限りでその効力を失う。>

(参考) 総額表示義務関連条文

○ 消費税法（抄）

（価格の表示）

第六十三条 事業者（第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）は、不特定かつ多数の者に課税資産の譲渡等（第七条第一項、第八条第一項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。以下この条において同じ。）を行う場合（専ら他の事業者に課税資産の譲渡等を行う場合を除く。）において、あらかじめ課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の価格を表示するときは、当該資産又は役務に係る消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額を含めた価格を表示しなければならない。

○ 消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（抄）

（総額表示義務に関する消費税法の特例）

第十条 事業者（消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第六十三条に規定する事業者をいう。以下この条において同じ。）は、自己の供給する商品又は役務の価格を表示する場合において、今次の消費税率引上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁のため必要があるときは、現に表示する価格が税込価格（消費税を含めた価格をいう。以下この章において同じ。）であると誤認されないための措置を講じているときに限り、同法第六十三条の規定にかかわらず、税込価格を表示することを要しない。

2 前項の規定により税込価格を表示しない事業者は、できるだけ速やかに、税込価格を表示するよう努めなければならない。

3 省略

(参考) 総額表示義務に対する消費者の意見等

○ 消費者庁 「平成28年11月物価モニター調査結果(速報)」

消費者庁が行っている物価モニター調査によれば、ほとんどの消費者が店頭表示価格の表示方法として税込価格の表示が含まれていることが適当と回答。

店頭価格の表示方法のうち、最も適当と思うもの (回答者 1,362 人)



税込価格の表示が含まれていることが適当：約 98%

○ 総額表示に関する相談事例

消費税転嫁対策特措法の施行(平成25年10月)後、消費税価格転嫁等総合相談センターや税務署などには約1万件の総額表示に関する相談が寄せられている。

そのうち、消費者からの具体的な相談内容例は以下の通り。

- 「本体価格〇〇円+税」という表示は、最終的に支払う価格が一見して分からないので、好ましくないのではないか。
- 税抜表示が認められたことによって最終的に支払う金額が支払いの段階でわかるというのは消費者にとって不便であり、早くやめるべきである。税抜表示はいつまで認められているのか。

軽減税率制度実施に向けた取組について(平成28年12月26日)

1. 軽減税率制度等の事業者・消費者に対する広報・周知

【通達・Q&A】

- 通達及びQ&Aを公表(国税庁)

【ホームページ掲載】

- 政府広報オンラインに軽減税率制度実施の特集ページ(軽減税率HP)を開設
- 国税庁等のホームページにおいても、特設コーナーを設け周知

【事業者向け冊子】

- パンフレット(各事業者へ送付予定(国税庁))
- パンフレット(簡易版・詳細版)(経産省(中企庁))
- 軽減税率制度の手引き(仮称)(国税庁、経産省(中企庁))

【ポスター】

- 一般向け制度周知ポスター、業種の特性に応じたポスターの作成

【その他の広告】

- メディアを活用した広報を展開

【周知活動等】

- 事業者等に対する説明会の開催
- 都道府県ごとの軽減税率制度実施協議会(仮称)を通じた周知
- 事業者団体が主催する説明会への講師派遣の実施

2. 事業者支援策の周知・実施

【補助事業(経産省(中企庁))】

- 複数税率対応レジの導入等支援
- 受発注システムの改修等支援

【周知・サポート体制の整備(経産省(中企庁))】

- 全ての関係所管団体に、制度概要・法令等を広く周知
- パンフレット(簡易版・詳細版)(経産省(中企庁))
- 全国の商工会・商工会議所等に相談窓口を設置
- 商工会・商工会議所等の実施する講習会、巡回指導・専門家派遣等に対して支援
- 流通業界における受発注システムの改修の課題・方向性を整理し対応を加速化する場を設置
- 受発注システムやパッケージソフトを提供するベンダー(売手)から事業者へ周知する体制の整備

2. 事業者支援策の周知・実施(つづき)

【協議会体制の整備】

- 都道府県ごとに、商工会等の事業者団体、各業界団体、税務関係団体、地方公共団体等が参画した軽減税率制度実施協議会(仮称)を組織

3. 軽減税率制度及び事業者支援策に関する相談対応

【国税庁】

- 既存の電話相談センターに軽減税率専用ガイダンスを開設
- 軽減税率電話相談センター(コールセンター)を設置
 - ・軽減税率制度(対象品目、税額計算方法など)に関する問合せの受付
- 全国の税務署の専用相談窓口(改正消費税相談コーナー)で個別相談に対応

【経産省(中企庁)】

- 軽減税率対策補助金事務局コールセンターを設置
 - ・レジ導入・システム改修等の支援に関する問合せの受付
- 商工会・商工会議所等の中小企業団体等と連携したサポート体制の整備
 - ・全国の商工会・商工会議所等に相談窓口を設置
 - ・商工会・商工会議所等の実施する講習会、巡回指導・専門家派遣等に対して支援

【内閣府】

- 消費税価格転嫁等総合相談センターにおいても、消費税の転嫁等に関する相談や、軽減税率制度等に関する一般的な相談を受付

※事業者の準備状況等について検証しつつ、上記施策を推進する。

- 消費税軽減税率制度（複数税率）への対応が必要となる中小企業・小規模事業者等が、複数税率対応レジの導入や、受発注システムの改修などを行うにあたって、その経費の一部を補助。
- 軽減税率制度の実施時期の変更に伴い、基金事業の期限が平成29年度末（平成27年度～3ヶ年）であることを踏まえ、補助金の申請受付期間を平成30年1月31日まで延長。
（ただし、受発注システムの改修については、平成30年1月31日までに事業が完了するように申請。）

【補助金の実績】

	補助金申請件数	コールセンター入電数	ホームページアクセス数
4月	22	3,227	457,020
5月	165	2,926	233,030
6月	774	3,008	294,419
7月	1,162	2,254	226,126
8月	1,401	2,089	183,975
9月	1,804	2,379	193,589
10月	2,331	2,469	188,154
11月	2,649	2,506	200,960
12月	1,854	1,801	136,011
合計	12,162	22,659	2,113,284

※12月分は19日時点

■詳細は、ホームページに掲載。
⇒軽減税率対策補助金事務局ホームページ (www.kzt-hojo.jp)

■軽減税率対策補助金事務局コールセンター
（受付時間：平日9時～17時／通話料有料）
TEL:0570 (081) 222 (IP電話等からの番号 03 (6627) 1317)

平成 29 年度税制改正大綱(抄)

平成 28 年 12 月 8 日

自由民主党

公明党

第一 平成 29 年度税制改正の基本的考え方

税制改正に当たっては、足下の経済情勢への適切な対応が重要である一方、中長期的課題にも責任をもって取り組まなければならない。税制は経済社会のあり方に密接に関連するものであり、今後とも、格差の固定化につながらないよう機会の平等や世代間・世代内の公平の実現、簡素な制度の構築といった考え方の下、検討を進める。「経済再生なくして財政健全化なし」との基本方針の下、経済再生と財政健全化を両立させることがわが国の最重要課題であり、2020 年度の基礎的財政収支黒字化目標との整合性を念頭に置く必要がある。このため、消費税率 10%への引上げを平成 31 年 10 月 1 日に確実に実施する。あわせて実施される低所得者への配慮のための軽減税率制度について、事業者の準備状況等を検証し、制度の円滑な導入・運用に万全を期す。

所得税法等の一部を改正する法律（平成二八年法律第十五号）附則（抄）

（消費税の軽減税率制度の円滑な導入・運用等に向けた措置）

第一百七十一条 政府は、消費税の軽減税率制度の導入に当たり混乱が生じないよう万全の準備を進めるために必要な体制を整備し、消費税の軽減税率制度の周知及び事業者の準備に係る相談対応を行うとともに、事業者の準備状況及び政府における取組の状況を検証しつつ、必要に応じて、消費税の軽減税率制度の円滑な導入及び運用に資するための必要な措置を講ずるものとする。

2
（略）

消費税軽減税率制度導入関係府省庁会議の開催について

〔平成 28 年 4 月 8 日
関係府省庁申合せ
一部改正：平成 28 年 12 月 26 日〕

- 1 所得税法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 15 号）附則第 171 条第 1 項に基づき、消費税の軽減税率制度の導入に当たって、混乱が生じないよう万全の準備を進めるため、消費税軽減税率制度導入関係府省庁会議（以下「会議」という。）を開催する。
- 2 会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、その他の関係者の出席を求めることができる。

議 長	内閣官房副長官補（内政担当）
副 議 長	財務省主税局長 中小企業庁長官
構 成 員	内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付） 内閣府大臣官房総括審議官 公正取引委員会事務総局経済取引局取引部長 警察庁長官官房総括審議官 金融庁総括審議官 消費者庁次長 復興庁統括官付審議官 総務省大臣官房総括審議官（広報、政策企画（主）担当） 総務省自治税務局長 法務省大臣官房審議官（総括担当） 外務省経済局長 国税庁次長 文部科学省大臣官房総括審議官 厚生労働省政策統括官（総合政策担当） 厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長 農林水産省経営局長 農林水産省食料産業局長 経済産業省経済産業政策局長 経済産業省商務流通保安グループ商務流通保安審議官 国土交通省政策統括官 環境省総合環境政策局長 防衛省大臣官房長

- 3 会議の庶務は、内閣府の助け及び総務省、財務省、経済産業省その他の関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 4 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。